

群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部設置  
要項

平成25. 11. 27 制 定  
改正 平成27. 4. 1 平成31. 4. 1  
令和 3. 4. 1

(設 置)

第1 群馬大学に、産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するための学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）を推進するため、群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部（以下「本部」という。）を学位プログラムごとに置く。

(業 務)

第2 本部は、学位プログラムの運営を統括する。

(組 織)

第3 本部は、次の各号に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・評価担当）
- (2) 学位プログラムを実施する研究科又は学府の長
- (3) 学位プログラム責任者
- (4) 学位プログラムコーディネーター
- (5) その他本部長が必要と認めた者 若干人

2 本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

3 本部長は、本部の業務を掌理する。

4 学位プログラム責任者は、学長が指名する教授をもって充て、学位プログラムに関する業務を総括する。

5 学位プログラムコーディネーターは、学長が指名する教授をもって充て、学位プログラム責任者を補佐し、学位プログラムの実務処理を行う。

(会 議)

第4 本部の円滑な運営を図るため、群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、学位プログラムの運営に関し必要な事項を審議する。

3 本部会議は、本部員をもって組織する。

4 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

5 議長が特に必要と認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第5 学位プログラムの運営の基本的事項を審議するため、本部の下に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(国際アドバイザーボード)

第6 学位プログラムの学術研究・教育活動の国際的水準に照らした評価の基準に基づく助言を行うため、学位プログラムごとに国際アドバイザーボードを置くことができる。

(事務)

第7 本部の事務は、学位プログラムを所掌する事務部及び学務部において処理する。

(要項の改廃)

第8 この要項の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。